

仰星ニュースレター**ワンポイント会計基準****vol. 200 「平成 31 年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項」について**

今回は、令和 2 年 3 月 27 日に金融庁から公表された「平成 31 年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項」（以下、「有報レビュー」とします。）の中から、重点テーマ審査として実施された(1) 関連当事者取引(2) ストック・オプション(3) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引（以下、「ESOP」とする）の項目に係る留意すべき事項をご紹介します。

(1) 関連当事者取引**【留意事項】**

(1) 関連当事者の開示に関する重要性の判断基準を超える取引がある場合には、関連当事者との取引は開示をする必要がある。

（関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針第 15 項～第 18 項）

(2) 一般の取引と同様であることが明白な取引とは、一般競争入札による取引、預金利息、配当金の受取り、公募増資等をいい、当該取引を除き、第三者との取引と同様な条件であっても関連当事者との取引に関する開示は省略できない。

（関連当事者の開示に関する会計基準第 9 項、第 28 項、第 32 項）

(3) 資本取引については、開示対象の取引に含まれる。

（関連当事者の開示に関する会計基準第 28 項）

(4) 提出会社の役員等が他の法人の代表者として会社と取引を行うような場合は、関連当事者取引に該当し、関連当事者が法人の場合の取引の判断基準により、開示が必要になる場合がある。

（関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針第 16 項、第 33 項）

(2) ストック・オプション**【留意事項】**

(1) 各会計期間における費用計上額は、ストック・オプションの公正な評価額のうち、対象勤務期間を基礎とする方法その他の合理的な方法に基づき当期に発生したと認められる額として算定することとされている（ストック・オプション等に関する会計基準第 5

項)

(2)実務対応報告第 36 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、従来採用していた会計処理を継続する場合には、権利確定条件付き有償新株予約権の概要及びその変動状況並びに採用している会計処理の概要を注記する必要がある。

(実務対応報告第 36 号第 10 項 (3))

(3)ESOP

【留意事項】

(1) ESOP を行っている場合には、「経理の状況」において、以下の注記を記載する必要があることに留意する。

(実務対応報告第 30 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」第 16 項～第 18 項)

<追加情報>

- ・ 取引の概要
- ・ 自己株式として計上された信託に残存する自社の株式について、純資産の部に自己株式として表示している旨、帳簿価額および株式数
- ・ 従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引において、総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

<1 株当たり情報に関する注記>

- ・ 自己株式として計上された信託に残存する自社の株式を控除する自己株式に含めている旨
- ・ 期末および期中平均の自己株式の数

<連結株主資本等変動計算書または個別株主資本等変動計算書注記>

- ・ 当期首および当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数
- ・ 当期に増加または減少した自己株式数に含まれる信託が取得または売却、交付した自社の株式数
- ・ 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額

有報レビューは、金融庁が、上場会社等から提出された有価証券報告書の記載内容について、深度ある審査を実施した結果として公表されるものです。その内容は、複数の会社に共通して記載内容が不十分であると認められた事項に関し、記載に当たっての留意すべき事項等を取りまとめたものであり、有価証券報告書提出会社等にとって、十分に留意が必要となるものです。